

京都大学事務委任等規程の一部を改正する規程

京都大学事務委任等規程（昭和四十五年十月三十一日総長裁定）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「宇治地区事務部」を「宇治地区事務部及び三研究科共通事務部」に改め、同条第四項中「（平成十六年達示第七十号）の下に、国立大学法人京都大学特定有期雇用教員就業規則（平成十七年達示第三十五号）」又は国立大学法人京都大学特定有期雇用医療技術職員就業規則（平成十七年達示第三十六号）」を加え、同条第五項中「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に、「平成十六年達示第七十二号」を「平成十七年達示第三十七号」に改め、同条第六項中「平成十六年達示第七十三号」を「平成十七年達示第三十八号」に改め、同条第七項中「この規程で」を「この規程において」に改める。

第四条第一項を次のように改める。  
総長は、人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる権限については、当該部局の長に委任する。

一 教職員等が労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく補償又は保険給付を請求する場合における事業主が行うべき証明に係る権限

二 教職員等の兼業の許可、不許可を決定する権限

第四条第二項中「部局の教職員等に係る」を「部局における」に改め、第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「育児部分休業」を「育児部分休業、育児早退休業」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、同項第三号中「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「並びに介護休業」を削り、同号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 教職員及び有期雇用教職員の当該事業年度における終業時刻を午後五時十五分とすることの承認、不承認を決定すること。

第四条第二項第十三号中「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に、「任用予定期間」を「雇用予定期間」に改め、同項第十五号中「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に、「（研修医）」を「（研修医）」に限る。に、「一般の退職手当」を「年度一時金」に改める。

第六条中「大学院」を削り、「以下次条」を「次条」に、「以下第八条」を「第八条」に、「以下通則」を「次条において通則」に改める。

第十條中「専決者」を「同項に規定する専決する者」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定中「並びに介護休業」を削る部分及び同項第十二号を削る改正規定は、平成十六年四月一日から、第二条第一項の改正規定は、平成十六年十月一日から適用する。